

調達要求番号： G26-S26-2000428932-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	N-HD-188 (J1402)	仕様書番号	SKS-A-00037
名 称	空気調和装置維持整備	防衛大臣承認年月日	
		作 成 年 月 日	令和8年7月9日
		改 正 年 月 日	—
		海上自衛隊沖縄海洋観測所整備科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊の空気調和装置維持整備について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8. 3. 27）別紙及び別冊

海上自衛隊補給実施要領（補本企情第89号。8. 5. 11）別冊

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）

b) 関連文書

1) 法令等

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

2) 技術文書等

当該機器取扱説明書

2 役務に関する要求

2.1 対象品目及び数量等

対象品目及び数量等は、表1による。

表1－対象品目及び数量等

品 名	メーカー・型式	単位	数量	対象機器
N-HD-188 (J1402) 空気調和装置	ダイキン工業製 UWVA3000B6	OT	1	3号機（2系統）

2.2 履行場所

沖縄海洋観測所（付図1及び付図2参照）

2.3 期間及び時間

契約締結後～令和9年1月29日（金）の間、官側の定める期間とし、時間については、休養日等を除く平日0800～1645を標準とする。

なお、労働安全衛生法に基づく、熱中症対策のための作業時間短縮については、契約の相手方と官側の調整による。

2.4 役務の内容

役務の内容は、対象品目の整備を実施する。

なお、交換部品等については表2のとおり。

表2－交換部品等

番号	品 名 等	規 格 等	単位	数量	作 業 内 容	備 考
1	空気熱交組立品（1）	2173238	EA	1	(ガス圧力ゼロ) ・防錆処理 金属製品塗装用 アクリル樹脂塗料 エアレス 2回塗り 銀色又は灰色 ・交 換	3号機 (2系統)
2	空気熱交組立品（2）	2173252	EA	1		
3	空気熱交組立品（3）	2173276	EA	1		
4	空気熱交組立品（4）	2173290	EA	1		
5	FATケーシングセンサー	1370283	EA	1	交 換	4号機
6	サーミスタ（水用）	1370283	EA	1	交 換	5号機
7	気密試験	窒素ガス等	OT	1	充 填	3号機 (2系統)
8	冷媒配管等	—	OT	1	真空脱気	
9	冷媒ガス	R407C	KG	66	充 填	

2.5 材料及び器材等

この役務に必要な材料及び器材等は、契約の相手方が準備する。

2.6 下請負作業

契約の相手方は、現地作業において下請負作業させる場合は、下請負承認申請書（付図3）を作成して監督官経由、契約担当官等へ提出し、承認を得た後下請負作業させる。

2.7 運転確認

すべての作業完了後に、作動確認を実施し、各部異状のないことを確認する。

2.8 不具合箇所対策

作業中に発見された不具合については、不具合箇所対策表（付図4）に所要事項を記入後監督官に提出し、以後の処置については協議する。

2.9 撤去品（発生材）の処理

この役務により生じた撤去品は、撤去品（発生材）調書を作成し、監督官の確認を受けた後、官側の指示により返納及び指定場所へ輸送する。冷媒ガスについては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、適正に処置する。また、役務により生じた廃棄物等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、契約の相手方が処理する。

3 監督・検査

3.1 監督

監督官は海上自衛隊経理執務要領についてを標準とするほか、仕様書に基づく要求事項に適合しているかを、立会い又は書類審査により確認する。

3.2 検査

検査官は海上自衛隊経理執務要領についてを標準とするほか、仕様書に基づく要求事項に適合しているかを、作動確認、現場確認及び書類審査を行う。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表3による。

表3－提出書類

番号	書類名	提出時期	部数	提出先	備考
1	資格等証明書の写し	契約締結後速やかに	1	監督官	第一種冷媒フロン類取扱技術者証(写)
2	工程表	工程調整後速やかに	1	監督官	様式適宜
3	下請負承認申請書	必要の都度速やかに	2	監督官	付図3
4	不具合箇所対策表	必要の都度	3	監督官	付図4
5	撤去品(発生材)調書	必要の都度	3	監督官	様式第32 ^{a)}
6	整備報告書 (1)フロン委託確認書(写)又は回収依頼書(写) (2)フロン再委託確認書(写)又は再委託承認書(写) (3)フロン取引証明書	役務終了後速やかに	1	検査官	(1) 工程管理表A票 (2) 工程管理表B票 (3) 工程管理表E票 工程管理表は、日本冷媒・環境保全機構(JRECO)の様式を用いるものとする。
7	終了届	役務終了後速やかに	3	検査官	様式第29 ^{a)}
注 ^{a)} 海上自衛隊経理執務要領について(補本企情第89号。8.5.11)別冊					

4.2 安全等

- 作業中は、常に安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努める。また、契約の相手方の故意又は過失により事故等が発生した場合は、契約の相手方の責任とする。
- 火気の使用や溶接作業等を行う場合には、官側の許可を得るとともに、火気の取扱に十分注意し、適切な消火設備等を設けるなど火災防止処置を講じる。
- 喫煙は指定された場所で行い、毎日の作業終了後、消火及び整頓状況を確認する。

4.3 保全等

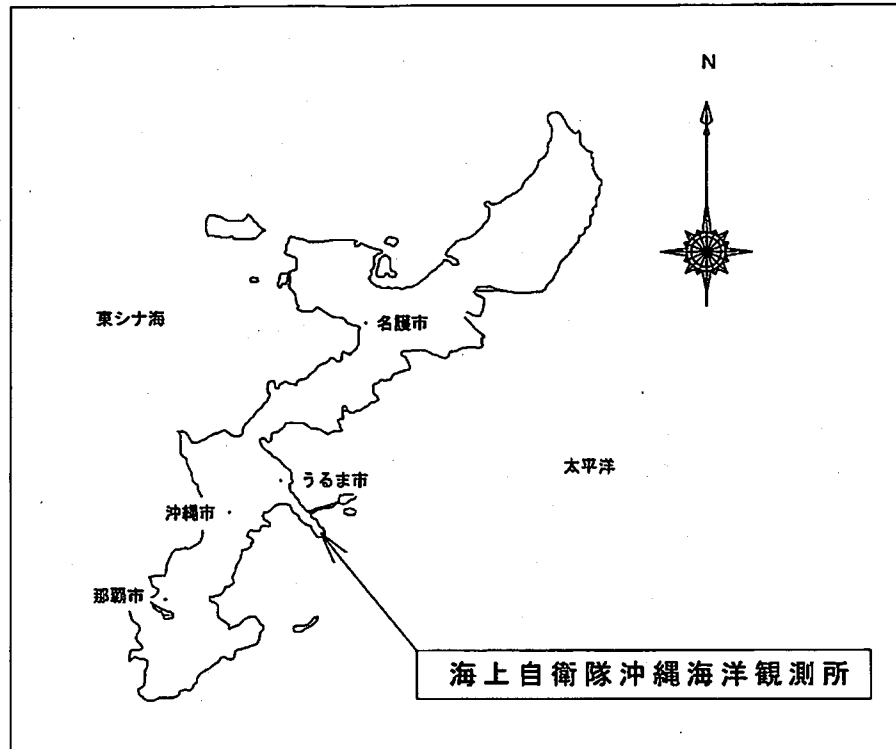
- a) 海上自衛隊施設内に立入る手続きについては、官側と調整し、作業する従業員は日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置する。
- b) 役務に従事する従業員は、監督官の許可なく資料（電子データを含む。）の複写、増刷等を行わない。
- c) 役務に従事する従業員は、業務上知り得た事項について守秘義務を負い契約履行中及び契約終了後を問わず、第三者に漏らさない。
- d) 役務の実施にあたり、官側の許可なく、パソコン及び可搬記憶媒体を海上自衛隊の施設内に持ち込むことを禁止する。
- e) 海上自衛隊施設内での写真撮影を禁止する。役務上必要な場合は、官側の許可を得て行う。

4.4 留意事項

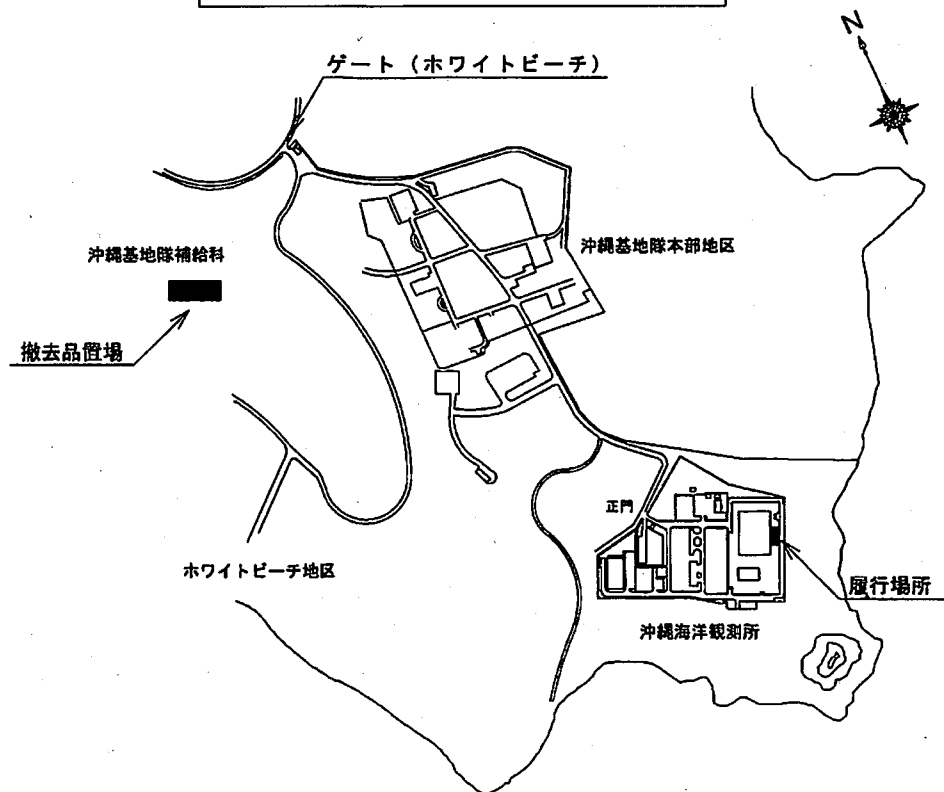
- a) 契約の相手方は、役務の実施にあたっては、部隊の運用に支障を与えないように官側と十分調整を行い、各種作業等の計画を立てる。
- b) 契約の相手方は、基地内施設への立入り、車両等の乗入れ等に係る諸手続きを官側規則に基づき行う。
- c) 契約の相手方は、役務作業に係る安全対策及び監督指揮を適切に行い、作業員の隊内における服務についても、官側の指示に従う。

4.5 疑義事項

この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議する。

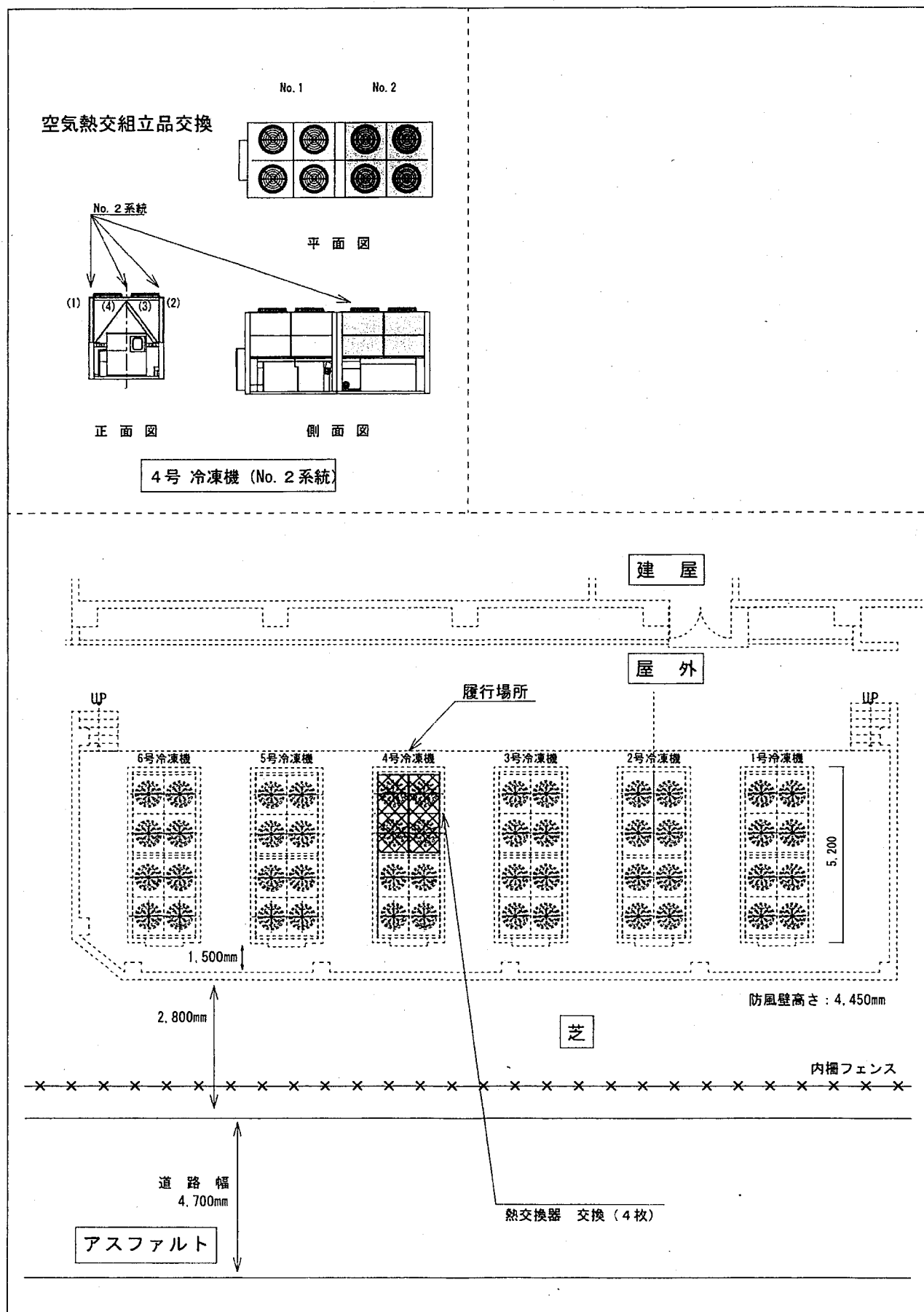


案内図 NO SCALE



沖縄海洋観測所配置図 NO SCALE

付図1－履行場所



付図2－履行場所等

令和 年 月 日

(契約担当官等)

殿

住 所

会 社 名

代表者名

下 請 負 承 認 申 請 書

表記について、下記のとおり申請しますので承認をお願いします。

記

- 1 調 達 要 求 番 号 :
 2 契 約 番 号 :
 3 契 約 件 名 :
 4 契 約 期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
 5 下 請 負 内 容 及 び 業 者 名 : 下記のとおり

下 請 負 内 容	業 者 名

調達要求元監督官	確 認 印		参 考	
----------	-------------	--	--------	--

上記申請を（ 承認 ・ 不承認 ）とする。

令和 年 月 日

(契約担当官等)

付図3－下請負承認申請書

不 具 合 箇 所 対 策 表

修理前調査	
部品検査	

監督官	検査官

令和 年 月 日

契約件名：
機 器 名：

構成部品	番号	回路 番号	物品番号	部品名	不具合	数量	対 策 処 置							備 考
							官 給	購 入	製 作	輸 入	修 理	現 状	流 用	

付図 4－不具合箇所対策表